

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	熊本県宇城市

宇城市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 宇城市経済部農政課
所 在 地 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
電 話 番 号 0964-32-1111
F A X 番 号 0964-32-0110
メールアドレス noseika@city.uki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、カラス類、アナグマ、ニホンジカ、カモ類、ヒヨドリ、ムクドリ、タヌキ、ニホンザル、台湾リス、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県宇城市

（注）イノシシ（イノブタ含む）以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	稲	3,088	342
	豆類	10	3
	果樹	15,848	314
	野菜	4,274	40
	いも類	2,542	72
カラス類	稲	1	0.1
	果樹	20,599	385
	野菜	1,493	49
アナグマ	果樹	420	9
	野菜	3060	105
ニホンジカ	豆類	58	18
	果樹	420	35
	野菜	1742	27
	いも類	845	17
カモ類	稲	147	15
	野菜	2,100	35
ヒヨドリ	果樹	1,856	35
ムクドリ	果樹	109	1
タヌキ	果樹	5	0.1

（2）被害の傾向

【イノシシ】
市全域で年間を通して被害が発生しており、被害作物も果樹（柑橘類、葡萄等）、野菜（タケノコ、生姜等）、いも類、稲など多岐にわたっている。近年では宇土半島での柑橘類への被害拡大が著しい。住宅地付近への出没が増加しており、生活環境被害も懸念される。

【カラス類】

市全域で年間を通して被害が発生しており、果樹、野菜への被害のみならず、ハウスピーネルや土壌被覆資材等の農業関連資材や飼料へも被害の広がりを見せている。

【アナグマ】

市全域で年間を通して、野菜（メロン、スイートコーン等）、果樹への被害が発生している。住宅地付近への出没も増加しており、生活環境被害も懸念される。

【ニホンジカ】

松橋町・小川町・豊野町で野菜（タケノコ、生姜等）、大豆、いも類、果樹において被害が拡大している。また、スギやヒノキの剥皮被害も確認されている。近年、不知火町・三角町においても目撃情報が多数報告されており、今後の被害発生が懸念される。

【カモ類】

カモの飛来時期に、松橋町のレンコン、三角町の稲への被害が発生しており、今後の農作物被害の拡大が懸念される。

【ヒヨドリ・ムクドリ】

三角町、不知火町を中心に柑橘類への被害が発生している。また松橋町のブドウへの被害も発生している。

【タヌキ】

三角町で果樹への被害が発生しており、市全域で年間を通して目撃されていることから、今後の農作物被害の拡大が懸念される。毛の抜けたタヌキの住宅地付近での目撃が増加しており、生活環境被害も懸念される。

【その他】

（１）ニホンザル

数年前からハナレザルが市内全域で目撃され、住宅地周辺への出没頻度が増えている。今後、農作物被害や生活環境被害の発生が懸念される。

（２）特定外来生物

ア タイワンリス

2004 年(平成 16 年)頃から三角町内で被害が発生し、主に葡萄や柑橘類、樹木等へ被害を及ぼしていた。捕獲活動の推進により、現在では生息数及び捕獲数ともに減少しており、根絶の目途が立ってきている。それに伴い、農作物被害の報告もなくなっている。

イ アライグマ

農作物への被害は報告されていないが、令和 5 年度に 1 頭捕獲されており、生息状況調査（定点カメラ）では、三角町・不知火町・松橋町・豊野町で複数回撮影されており、生息域が拡大している。今後の被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (R 4 年度) (千円)	目標値 (R 8 年度) (千円)	軽減率 (%)
イノシシ 被害金額	25,762	23,185	10
カラス類 被害金額	22,093	19,883	10
アナグマ 被害金額	3,480	3,132	10
ニホンジカ 被害金額	3,065	2,758	10
カモ 被害金額	2,247	2,022	10
ヒヨドリ 被害金額	1,856	1,670	10
ムクドリ 被害金額	109	98	10
タヌキ 被害金額	5	4.5	10

指標	現状値 (R 4 年度) (a)	目標値 (R 8 年度) (a)	軽減率 (%)
イノシシ 被害面積	771	693	10
カラス類 被害面積	434.1	390	10
アナグマ 被害面積	114	102	10
ニホンジカ 被害面積	97	87.3	10
カモ 被害面積	50	45	10
ヒヨドリ 被害面積	35	31.5	10
ムクドリ 被害面積	1	0.9	10
タヌキ 被害面積	0.1	0.09	10

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・被害の多い鳥獣に対して、対象地区の猟友会（令和5年度は7班120人）に捕獲を委託している。 ・市単独で、狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に従事しようとする者に対し、取得費用の一部補助を行っている。 ・市単独で、市内の耕作する農地等に罠を設置し、営農活動を行う農業者又は免許取得者（有害鳥獣捕獲従事者は除く）にわなの購入費用の一部補助を行っている。 ・タイワンリスについては、市にて捕獲作業員を2名雇用し、通年で捕獲活動を行っている。 ・国立研究開発法人森林総合研究所と連携し、タイワンリスの生態調査を実施している。 ・アライグマについては、生息確認地点に箱わなを設置し、捕獲活動を行っている。 ・熊本連携中枢都市圏事業で熊本市・宇土市・玉東町と連携し、アライグマの生息調査を実施している。 ・国の補助事業を活用し、宇城市鳥獣害防止対策協議会から猟友会へ箱わな・くくりわなを貸与している。 ・国の補助事業を活用し、宇城市鳥獣害防止対策協議会でICT機器（捕獲通知システム）を運用している。 ・市単独で、捕獲従事者等に対し止めさし講習、食肉堆肥化処理講習を実施した。	・イノシシ及びニホンジカの捕獲数は増加傾向にあるものの、生息数の減少には至っていない。 ・ニホンジカについては、これまで捕獲されていなかった宇土半島でも捕獲があったことから、生息範囲の拡大が懸念される。 ・猟友会の高齢化が進むことで、捕獲従事者の減少や捕獲後の適正な処置（特に埋設への負担）が課題となっている。 ・イノシシが学習し、同じようにわなを設置しても捕獲されにくくなっている。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・市単独で、侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵、防鳥ネット）の設置費用の一部補助を行っている。 ・国の補助事業を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置している。	・防護柵一偏に頼った対策とならないよう、猟友会と連携した取組を検討する必要がある。 ・耕作放棄地における食害など、環境改善の必要がある。 ・鳥獣被害に対する認識や取組みに個人差がある。 ・防護柵設置後の維持管理が不十分で、侵入を防ぐことができていないことがある。 ・金網柵など電気柵・ワイヤーメッシュ柵以外の効果的な資材の周知が必要。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	「えづけ STOP！鳥獣被害対策事業」を活用し、地域ぐるみの被害防止対策等に取り組んでいる。	・地域住民の自衛意識向上のため、地域住民の代表者へえづけ STOP！鳥獣被害対策実践塾への参加を促す。 ・地域での勉強会の開催 ・耕作放棄地の解消 ・放任果樹の撤去

（５）今後の取組方針

・前述の課題を踏まえ、県の第１３次鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画及び熊本県における野生サル対策方針と整合性をとりながら、対象鳥獣の効果的な捕獲に努め、被害縮小を図る。 ・イノシシ、カラス類、アナグマ、ニホンジカ、カモ類については、猟友会、農家と連携し、被害発生を充分に予察するとともに、効率的な捕獲体制や周辺市町との連携を強化し、個体数の管理に努める。 ・捕獲従事者の負担軽減のため、ICT 機器（捕獲通知システム等）の普及、捕獲した鳥獣の有効な利用に関する取組に努める。 ・新規捕獲従事者の確保のため、狩猟免許の取得補助事業を継続していく。 ・鳥獣被害防止対策が捕獲に偏らないように、地域での自発的な防除対策や環境改善等についての意識啓発を図る。 ・必要に応じて専門家からの助言を受け、防止柵設置後の適切な維持管理について、指導・啓発を行う。 ・ニホンザルについては、ハナレザルによる農作物被害及び生活環境被害が予想される場合に捕獲活動を行う。 ・タイワンリスについては、捕獲数及び生息数が減少しているが、さらに捕獲強化を図るため、宇土市と連携し、市で雇用している捕獲作業員で通年の捕獲活動を行う。また各種補助事業等を活用することで、宇土半島からの根絶を目指す。 ・アライグマについては、令和５年度に捕獲実績があり、今後の生息域の拡大が
--

懸念されるため、カメラを設置し、生息状況調査を行う。また必要に応じて捕獲活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会に委託し捕獲活動を継続する。捕獲従事者は捕獲活動に必要な場合、ライフル銃を所持する。宇城市鳥獣被害対策実施隊を結成し、対象鳥獣捕獲員による捕獲活動及び追い払い活動等を実施する。また捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類 ニホンザル アライグマ タイワンリス (ヒヨドリ) (ムクドリ) (タヌキ)	・ 猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。 ・ 捕獲機材（捕獲通知システム等の ICT 機器を含む）の導入を推進する。 ・ 新規捕獲従事者の確保、育成を図る。 ・ ヒヨドリ・ムクドリ・タヌキについては、今後農作物被害状況に応じて捕獲許可の必要性を判断する。
R 7 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類 ニホンザル アライグマ タイワンリス (ヒヨドリ) (ムクドリ) (タヌキ)	・ 猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。 ・ 捕獲機材の導入を推進する。 ・ 新規捕獲従事者の確保、育成を図る。 ・ ヒヨドリ・ムクドリ・タヌキについては、今後農作物被害状況に応じて捕獲許可の必要性を判断する。
R 8 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類	・ 猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。 ・ 捕獲機材の導入を推進する。 ・ 新規捕獲従事者の確保、育成を図る。 ・ ヒヨドリ・ムクドリ・タヌキについては、今後

	ニホンザル アライグマ タイワンリス (ヒヨドリ) (ムクドリ) (タヌキ)	農作物被害状況に応じて捕獲許可の必要性を判断する。
--	---	---------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
対象鳥獣	捕獲頭数		
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
イノシシ	2410	2019	2456
カラス類	312	250	256
アナグマ	57	69	204
ニホンジカ	686	703	863
カモ	0	65	23
ヒヨドリ	0	0	0
ムクドリ	0	0	0
タヌキ	0	0	0

・イノシシについては、捕獲数が増減しており、生息数の減少には至っていないと考えられる。令和2～4年度の捕獲頭数を参考に、令和8年度の目標を「3,000頭/年度」と設定し、捕獲活動を実施する。

・カラス類については、被害額が大きいですが、捕獲実績においては近年横ばいである。被害減少が実感できる程度までは至っていないと地域の声があり、令和4年度の捕獲実績（256羽/年度）を参考に、今後も「250羽/年度」を目標として捕獲活動を実施する。

・アナグマについては、令和2年度から本格的に捕獲活動を始め、捕獲頭数は年々増加している。目撃情報も増え、今後も捕獲数が増加していくと見込まれることから「250頭/年度」と設定する。

・ニホンジカについては、宇城市小川町、豊野町及び松橋町において、捕獲数が急増しており、未だ目撃数が多いことから、相当数が宇城市内にも生息しているものと考えられる。また、近年は三角町・不知火町においても目撃情報があることから個体数減少が急務と考えられる。近年の捕獲数の急増及び新たな地域において目撃されていることを踏まえて、令和8年度の目標を「1,300頭/年度」と設定し、捕獲活動を実施する。

・カモ類については、近隣自治体での被害増加を踏まえ、目標頭数を「50羽/年度」と設定する。

・ヒヨドリ・ムクドリ・タヌキについては、被害発生・目撃情報はあがるが、過去において捕獲実績が無いため目標頭数を「50頭/年度」と設定する。

- ・ニホンザルについては、目撃情報はあるが、捕獲実績が無いいため目標頭数を「3頭/年度」と設定する。
- ・台湾リスについては、捕獲数が年間1～2頭にまで減少している。令和2年度～令和4年度の捕獲実績を参考に目標頭数を「3頭/年度」と設定し、最終的には根絶を目指す。
- ・アライグマについては、令和5年度に1頭捕獲されている。生息状況調査により生息域の拡大が見込まれることから、目標を「5頭/年度」と設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
イノシシ	3000	3000	3000
カラス類	250	250	250
アナグマ	250	250	250
ニホンジカ	1100	1200	1300
カモ	50	50	50
ヒヨドリ	50	50	50
ムクドリ	50	50	50
タヌキ	50	50	50
ニホンザル	3	3	3
台湾リス	3	3	3
アライグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカの捕獲手段は、捕獲場所に応じて適正な捕獲機材（銃器、箱わな、くくりわな）を使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇城市全域とする。 ・カラス類は、農産物の被害が恒常的に認められるため、予察捕獲を実施し、捕獲手段は、効率性を考えて銃器を主に使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇城市全域とする。 ・アナグマについては、捕獲手段は箱わな・くくりわなを使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇城市全域とする。 ・カモ類については、被害の拡大が懸念されるため、熊本県第13次鳥獣保護管理事業計画の許可期間内で実施する。捕獲範囲は宇城市全域とする。 ・ニホンザルについては、近年捕獲実績がないが、被害の発生が懸念されるため年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇城市全域とする。 ・台湾リスについては、捕獲数が減少しており、宇城市管内での生息数が減少

していると予想されるが、さらに捕獲強化を図るため宇土市と連携を取り、市にて雇用している捕獲作業員で捕獲活動を行う。また、各種補助事業等を活用し、根絶に向けて取り組む。

- ・アライグマについては、捕獲手段は箱わなを使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は生息状況調査の結果を踏まえ、生息確認地域で重点的に行う。
- ・捕獲の実施にあたっては、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の策を講じるものとする。
- ・捕獲の担い手確保のため、農業者へ狩猟免許取得及び有害捕獲従事者加入に向けた啓発を行う。また、自衛捕獲者（農業者）においても有害鳥獣を捕獲した場合は予算の範囲内で報奨金を交付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

実施隊員及び捕獲従事者がライフル銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に從事する必要がある、実施隊員及び捕獲従事者がライフル銃を使用し有害鳥獣の捕獲する人材に相当とすると認めた場合は通達に基づく推薦書を作成し、ライフル銃を使用した捕獲ができるよう努める。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇城市全域	台湾リス、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
イノシシ ニホンジカ	・侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）設置一部補助 13,487m	・侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）設置一部補助 15,000m	・侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）設置一部補助 15,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
イノシシ ニホンジカ	・防止柵設置者に対し、定期的なメンテナンスや見回りの重要性を認識	・防止柵設置者に対し、定期的なメンテナンスや見回りの重要性を認識	・防止柵設置者に対し、定期的なメンテナンスや見回りの重要性を認識

	してもらい、長期的な効果を継続してもらおう。	してもらい、長期的な効果を継続してもらおう。	してもらい、長期的な効果を継続してもらおう。
--	------------------------	------------------------	------------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類 ヒヨドリ ムクドリ タヌキ ニホンザル アライグマ タイワンリス	・地域住民へ広報誌などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払い等、総合的な防除体制の確立を図る。 ・放置農産物や放任果樹の撤去等の取組みを推進する。
R 7 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類 ヒヨドリ ムクドリ タヌキ ニホンザル アライグマ タイワンリス	・地域住民へ広報誌などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払い等、総合的な防除体制の確立を図る。 ・放置農産物や放任果樹の撤去等の取組みを推進する。
R 8 年度	イノシシ カラス類 アナグマ ニホンジカ カモ類 ヒヨドリ ムクドリ タヌキ ニホンザル アライグマ タイワンリス	・地域住民へ広報誌などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払い等、総合的な防除体制の確立を図る。 ・放置農産物や放任果樹の撤去等の取組みを推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宇城市経済部農政課	関係機関への連絡、鳥獣の捕獲・追払い、住民避難誘導・注意喚起、有害鳥獣捕獲許可、
熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課	有害鳥獣捕獲に関する指導、助言
宇城警察署	住民避難誘導・注意喚起
熊本県猟友会 三角支部 熊本県猟友会 松橋支部 熊本県猟友会 小川支部	鳥獣の捕獲・追払い

(2) 緊急時の連絡体制

事案発生 ↓ 宇城市経済部農政課 ↓ 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課 宇城警察署 熊本県猟友会 三角支部・松橋支部・小川支部

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した鳥獣は現地に放置することなく回収し、埋設する場合は、環境に影響を与えないように適切な埋設処理を行う。 ・タイワンリス、アライグマについては、必要に応じ、学術調査用へ提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし (宇城市鳥獣害防止対策協議会の構成機関である(株)イノPによる市内での取り組み実績有)
ペットフード	該当なし (宇城市鳥獣害防止対策協議会の構成機関である(株)イノPによる市内での取り組み実績有)
皮革	該当なし (宇城市鳥獣害防止対策協議会の構成機関である(株)イノPによる市内での取り組み実績有)
その他	該当なし

（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	（宇城市鳥獣害防止対策協議会の構成機関である（株）イノＰによる市内での取り組み実績有）
-------------------------------	---

（２）処理加工施設の取組

捕獲したイノシシ・シカを地域資源と捉え、埋設するだけでなく、食肉としての利用を推進する。また、食肉以外の加工品等の商品開発に取り組む。併せて販路の確保と拡大を目指す。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエに係る担い手確保のため、管内のジビエ処理加工施設に対して、人材の育成を支援する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
宇城市経済部農政課、三角支所経済建設課、小川支所経済建設課、豊野支所総合窓口課	事務局、協議会に関する連絡・調整、市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること
熊本県猟友会三角支部、松橋支部、小川支部	鳥獣の捕獲に関すること
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理に関すること
熊本宇城農業協同組合	農家との連絡調整、被害情報の提供、営農指導、被害防除教育に関すること
緑川森林組合	森林所有者との連絡調整、被害情報の提供、林業経営指導、被害防除教育に関すること
熊本県農業共済組合宇城支所	農家との連絡調整、被害情報の提供、営農指導、被害防除教育に関すること
宇城市嘱託員会代表者連絡会	農家との連絡調整、被害情報の提供、市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること
株式会社イノＰ	有害鳥獣の解体処理、ジビエの利活用、市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
(国研) 森林総合研究所	タイワンリス、アライグマ防除に関すること
熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部農業普及・振興課、林務課	協議会への指導・助言、被害防止に関する情報提供、各種補助事業に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成は、農政課長、農政課農業経営係課長補佐又は係長、市職員から市長が指名する者13人以内及び地元猟友会が推薦する者25人以内で組織する。隊長は、経済部農政課長の職にある者をもって充て、実施隊の業務を統括する。副隊長は、経済部農政課農業経営係課長補佐又は係長の職にある者をもって充て、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その業務を代理する。隊員の業務は、追い払いを中心に、捕獲作業及び被害防止の普及啓発等を行う。
平成24年10月3日設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・宇土半島タイワンリス防除対策協議会を組織し、PDCAサイクルを取り入れた捕獲体制で、タイワンリスの根絶を目指す。
・捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画は、必要に応じて内容の変更（見直し）を行う。